

屋久島町教育旅行案内動画制作業務仕様書

1 委託業務名

屋久島町教育旅行案内動画制作業務

2 業務の目的

教育旅行誘致活動については、主に関東・関西を中心とした学校訪問セールス、担当教諭の招請を実施しているが、新規校の獲得が思うように進んでいない状況にある。

町オリジナルのパンフレットも作成し活用してきたが、今後の誘致活動において強い印象を与えるためには、言葉や紙媒体による説明よりも、実際の体験メニューの様子を動画で見えていただくことが重要である。

このことから、屋久島全体を環境学習の場と捉える屋久島環境文化村構想や、世界自然遺産、ユネスコエコパーク、ラムサール条約登録地として、エコツーリズムにより類まれな自然環境の保全と活用を体験できる強みを生かし、環境教育をテーマとした教育旅行誘致促進のための動画を制作し、情報発信を行うことにより、交流人口の増加を図る。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和3年2月26日（金）まで

4 委託業務内容

(1) 動画の企画・構成

教育旅行案内動画制作にあたっての企画を行うこと。また、企画に基づき構成及び台本（絵コンテを含む。）を作成すること。「環境教育」をコンセプトとし、自然体験アクティビティ（エコツーリズム）や各施設での体験プログラム、交通アクセス、宿泊施設、飲食等に関する案内を内容に盛り込むこと。作成にあたっては、町と協議する（モデルとして、本町と観光連携に関する協定を結んでいる屋久島高校への協力要請も検討する）。

(2) 動画制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集等の業務

台本に基づき、屋久島町内において映像撮影を行うこと。必要に応じ、既存の映像・画像等の使用を認める。

(3) 成果品の作成

(4) その他、上記業務に付随する業務

5 規格

(1) 解像度はFullHD（1920×1080）以上とする。ただし、既存の映像資料等を使用する場合はこの限りでない。

(2) 映像の完成尺は10分程度とする。

(3) 映像にBGM、効果音を入れ、また、必要に応じ、ナレーションやテロップを入れること。

6 成果品の納品及び実績報告

(1) 成果品の納品

① DVD

原盤1枚、複製10枚を納品すること。

DVD は一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及び DVD ドライブ付きパーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。

② 動画データ 一式

YouTube や SNS などでのインターネット配信に適したデータ形式とすること (MPEG4、WMV、MOV 等)。

③ 撮影素材 一式

動画制作に使用した写真データ、映像、動画台本等の映像素材を納品すること。

(2) 実績報告書の作成・提出

委託業務の終了後、成果物と併せて、委託業務の内容を記録した報告書を作成し、紙媒体 2 部、電子記録媒体 (DVD) 1 部を町に提出すること。

7 納品場所・期限

場所：屋久島町観光まちづくり課

〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

期限：令和 3 年 2 月 26 日 (金)

8 業務の履行その他特記事項

- (1) 業務の履行にあたって、内容を十分理解し町担当者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) 本業務に関する協議等のため受託者が要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の処理を他に委託しまた請け負わせてはならない。ただし、書面により町の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 受託者は、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)、最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全に業務執行を図ること。
- (5) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密は、承諾を得ることなく第三者に漏らし又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は速かに報告すること。
- (7) 受託者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応すること。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、全て町に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要に応じて事業終了後も実地検査等に際しては、協力すること。
- (10) 本業務について、この仕様書に記載されない事項及び疑義が生じた場合は、町と協議のうえ決定する。
- (11) この委託契約に係る業務遂行にあたり生じた損害は、原則として受託者が負担するものとし責任をもって対処すること。
- (12) 成果品の瑕疵が判明した場合は受託者の責任において適切に対処すること。